

計画作成年度	令和5年度
計画主体	飯豊町

## 飯豊町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 山形県西置賜郡飯豊町農林振興課  
所在地 山形県西置賜郡飯豊町大字樫 2888  
電話番号 0238-72-2111  
FAX番号 0238-72-3827  
メールアドレス [i-nourinshinko@town.iide.yamagata.jp](mailto:i-nourinshinko@town.iide.yamagata.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、カワウ、サギ類、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	飯豊町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル		
ツキノワグマ	水稻、飼料作物、野菜等	427 千円 21 a
イノシシ	水稻、等	1,092 千円 251 a
カワウ		
サギ類		
ニホンジカ		
タヌキ		
ハクビシン		
カラス		
合計	水稻、飼料作物、雑穀、いも類、野菜等	1,519 千円、272 a

(2) 被害の傾向

<p>1. ニホンザル 従来山間部のみの生息だったが、近年中山間部や平坦部での目撃が増加しており、いも類や野菜類への被害が発生している。今後被害の拡大が予想され、農家の生産意欲の減退など農業経営に影響を及ぼすことが懸念されることから対策を講じていく必要がある。</p> <p>2. ツキノワグマ ここ数年は中山間地で出没が確認され、飼料用トウモロコシや果樹等への被害が発生している。今後も中山間地での被害の発生が懸念される。</p> <p>3. カワウ、サギ類 被害は確認されていないものの、目撃情報はあり、今後内水面漁業等への影響を及ぼすことが懸念される。</p>
---

4. イノシシ  
生息域の北上が進んでおり、本町でも山間部や中山間地などで被害が確認されるようになってきた。繁殖能力も高く、急速に被害が拡大することが予想されるため、早急な対策を要する。
5. ニホンジカ  
町内で目撃情報が出てきている。今後農作物被害の発生・拡大が懸念される
6. タヌキ・ハクビシン  
町内で畑や家屋内での目撃情報があり、今後農作物被害の発生・拡大が懸念される。
7. カラス  
町内でも群れが多くみられ、農作物被害や、ビニールハウスの破壊、畜舎侵入による家畜伝染病の感染など、間接的な被害の発生も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
ニホンザル	被害金額		
	被害面積		
ツキノワグマ	被害金額	427 千円	341 千円
	被害面積	21 a	16 a
カワウ	被害金額		
	被害面積		
サギ類	被害金額		
	被害面積		
イノシシ	被害金額	1,092 千円	873 千円
	被害面積	251 a	200 a
ニホンジカ	被害金額		
	被害面積		
タヌキ	被害金額		
	被害面積		
ハクビシン	被害金額		
	被害面積		
カラス	被害金額		
	被害面積		
合計	被害金額	1,519 千円	1,214 千円
	被害面積	272 a	216 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣保護管理法、山形県鳥獣保護管理事業計画、山形県第二種特定鳥獣管理計画及び飯豊町ニホンザル保護管理実施計画に基づく有害鳥獣捕獲を実施してきた。 この捕獲においては、銃器及びわなで実施している。	捕獲体制について、従来町鳥獣被害対策実施隊員により行われてきたが、高齢化により担い手不足が深刻化している。 カワウ、サギ類については、効果的な対策が確立されていない。
防護柵の設置等に関する取組	これまで被害があった地域については、自主的な追払い活動を実施した。 近年有害鳥獣による農作物被害が発生してきた地区住民を対象に、講習会を開催し、住民主体の被害防止活動を促した。	近年被害が発生してきた地域については、被害防止活動の実施主体が明確化していない。
生息環境管理その他の取組		近年被害が発生している地域での被害防止技術等に関する知識の普及。

(5) 今後の取組方針

<p>1 ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会組織の強化・拡大を図りながら、鳥獣被害対策実施隊と連携した効果的な捕獲を推進する。</li> <li>・ 地域の被害防止活動取組の意識啓発を推進し、地域自主防衛体制の組織化とその活動への支援を実施する。</li> <li>・ 各種広報により地域住民への啓発活動と情報提供を行う。</li> <li>・ 被害防止対策に関する研修会、講習会を実施する。</li> <li>・ 専門家の指導・助言を受けながら、より効果的な被害防止策を検討する。</li> </ul> <p>2 カワウ、サギ類、カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 西置賜漁業協同組合及び鳥獣被害対策実施隊を中心に、捕獲や飛来防止活動を実施する。</li> <li>・ 専門家の指導・助言を受けながら、より効果的な被害防止策を検討する。</li> </ul>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p><b>【飯豊町鳥獣被害対策実施隊について】</b></p> <p>飯豊町から任命された約 30 名の者で組織する。</p> <p>飯豊町鳥獣被害対策実施隊が主体となり、被害地域の住民と連携しながら必要に応じて銃器、わなによる有害個体の捕獲を実施する。</p> <p>また、実施隊の担い手不足を解消するため、被害者本人を始めとした地域住民自らが狩猟免許を取得するような誘導を図る。</p> <p>基本的にはライフル銃は使用しないが、ライフル銃使用により遠距離からの捕獲が可能となり、捕獲者の安全性が確保されるため、必要に応じて使用する。また、差し迫った人的被害が想定される状況時、他をもって替え難い場合において、警察官職務執行法に基づく命令により使用する。</p> <p>捕獲予定時期 4月～3月 捕獲予定箇所 飯豊町内全域</p>
--

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7年度	ニホンザル ツキノワグマ カワウ サギ類 イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン カラス	捕獲担い手の確保のための研修会を開催し、意識向上を推進する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>1. ニホンザル 山形県鳥獣保護管理事業計画、県第二種特定鳥獣管理計画及び町ニホンザル有害捕獲実施計画に基づいて設定し、被害状況に応じた捕獲を行っていく。</p> <p>2. ツキノワグマ 山形県ツキノワグマ管理計画に基づく。</p> <p>3. カワウ、サギ類、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、カラス 近年の有害鳥獣駆除実績を基に捕獲数を決定していく。</p>
--

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による
カワウ	50羽	50羽	50羽
サギ類	50羽	50羽	50羽
イノシシ	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
カラス	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容
<p>農作物被害の発生状況により、鳥獣被害対策実施隊が中心となり銃器、わなを用いて有害な個体を捕獲する。また、有効な捕獲体制を整備するため、地域の自主的な活動を促しながら、地域の実情に合わせた体制整備を進める。</p> <p>捕獲予定時期 4月～3月  捕獲予定箇所 飯豊町内全域</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p><b>【ライフル銃による捕獲等を実施する必要性】</b>  有害鳥獣による農作物被害防止のため、侵入防止柵の設置や鳥獣被害対策実施隊によるわなや散弾銃を使用した有害捕獲を実施している。ツキノワグマ、イノシシの捕獲時において、ライフル銃使用により遠距離からの捕獲が可能となり、捕獲者の安全性が確保されるため、必要に応じて使用する。</p> <p><b>【取組内容】</b>  イノシシの有害捕獲  捕獲手段 わな及びライフル銃等による捕獲  捕獲予定時期 4月～3月  捕獲予定箇所 飯豊町内全域  ツキノワグマの有害捕獲  捕獲手段 わな及びライフル銃等による捕獲  捕獲予定時期 4月～3月</p>

捕獲予定箇所 飯豊町内全域
---------------

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飯豊町全域	ニホンザル、カワウ、サギ類、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	電気柵 6,000m (県事業、市町村単 独)	電気柵 6,150m (県事業、市町村単 独)	電気柵 6,300m (県事業、市町村単 独)
ツキノワグマ	電気柵 10,000m (県事業、市町村単 独) ※イノシシ用含む	電気柵 10,500m (県事業、市町村単 独) ※イノシシ用含む	電気柵 11,000m (県事業、市町村単 独) ※イノシシ用含む
イノシシ	電気柵 13,800m (国総合交付金、県 事業、市町村単 独)	電気柵 14,500m (県事業、市町村単 独)	電気柵 15,000m (県事業、市町村単 独)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	地域住民による侵 入防止柵の管理、 追上げ・追払い活 動等の徹底。	地域住民による侵 入防止柵の管理、 追上げ・追払い活 動等の徹底。	地域住民による侵 入防止柵の管理、 追上げ・追払い活 動等の徹底。
ツキノワグマ	地域住民による侵 入防止柵の管理、 追上げ・追払い活 動等の徹底。	地域住民による侵 入防止柵の管理、 追上げ・追払い活 動等の徹底。	地域住民による侵 入防止柵の管理、 追上げ・追払い活 動等の徹底。
イノシシ	地域住民による侵 入防止柵の管理、 追上げ・追払い活 動等の徹底。	地域住民による侵 入防止柵の管理、 追上げ・追払い活 動等の徹底。	地域住民による侵 入防止柵の管理、 追上げ・追払い活 動等の徹底。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7年度	ニホンザル ツキノワグマ カワウ サギ類 イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン カラス	これまで被害があった地域に限らず、近年被害が発生している地域でも適切な被害防止技術等に関する知識の普及。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
飯豊町鳥獣対策実施隊	現場確認、追払い、捕獲・駆除
飯豊町役場	通報受理、関係機関への連絡、現場確認、捕獲許可、地域への告知、被害状況等確認、事後対応
長井警察署	通報受理、現場確認、警察官職務執行法に基づく銃器使用の助言及び命令
西おきたま猟友会飯豊分会	現場確認、捕獲・駆除
山形おきたま農業協同組合 飯豊支店	現場確認、地域への告知、被害状況等確認、事後対応
西置賜漁業協同組合	現場確認、地域への告知、被害状況等確認、事後対応
山形県置賜総合支庁	被害状況確認、事後指導

(2) 緊急時の連絡体制

別紙「クマ出没時の初動対応」参照

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後、速やかに埋没等適切な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
----	----



ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし
----

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし
----

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	飯豊町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
山形おきたま農業協同組合 飯豊支店	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
山形県農業共済組合	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
置賜総合支庁産業経済部 西置賜農業技術普及課	地域の実情にあった効果的活効率的な被害防止対策に関する助言・指導等を行う。
西おきたま猟友会飯豊分会	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。
鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と保護の実施を行う。
飯豊町農業委員会	農業者被害情報の収集・提供と被害対策の普及・推進を行う。
飯豊町農林振興課	各機関との連絡調整と、被害対策の普及・推進を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
置賜総合支庁産業経済部 農業振興課 農業技術普及課	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等を行う。
置賜総合支庁保健福祉環境部 環境課	適正な捕獲に係る許可・指導を行う。

飯豊町農業技術者会	被害対策の普及・推進活動への協力を行う。
西置賜漁業協同組合	内水面漁業被害情報の収集と提供と、被害対策の普及・推進を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月1日に飯豊町鳥獣対策実施隊を設置した。  
 実施隊は、本町の職員や猟友会等から推薦のあった捕獲員で組織し、効果的な捕獲・追払いに従事するとともに、被害防止対策の普及啓発を推進する。(令和4年4月1日現在30人程度)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

簡易電気柵の設置など地域の自主的な被害防止活動を支援し、自立的な自営組織構築を促進する。

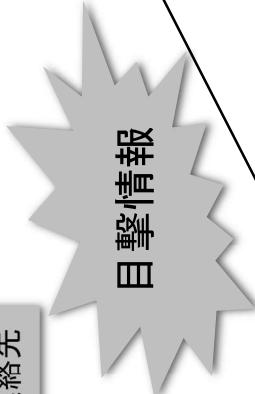
10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関と連携を高め、対策における安全性を考慮しながら鳥獣被害防止策を実施していく。被害防止計画は必要に応じて適宜、内容を見直し、変更を行うものとする。

【聞き取り内容】

- 日時 □場所
- 状況とクマの移動方向
- 大きさ、頭数
- 通報者の氏名、住所、連絡先

クマ出没時の初動対応



目撃情報

農林振興課

関係課(速報)

連絡に急を要する施設等  
 ex) 小・中学校  
 幼児施設  
 高齢者施設

警察  
 長井警察署 84-0110  
 飯豊駐在所 72-2245

パトロール 広報活動  
 農林振興課、関係各課、警察

町鳥獣被害対策実施隊

置賜総合支庁(環境課:0238-26-6035)

町長

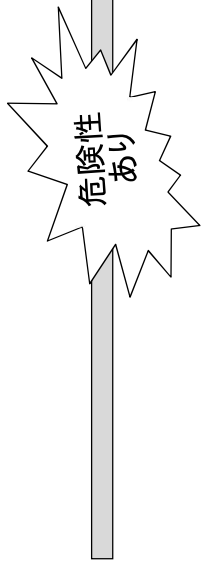
総務課

関係地域の地区長、部落長

防災情報メール・庁内一斉メールの配信

- 企画課
- 住民課
- 税務会計課
- 健康福祉課
- 商工観光課
- 地域整備課
- 議会事務局
- 教育総務課
- 社会教育課 あ～す

関係者、関係機関、施設等



クマ捕獲対応等

- ① 追払い
- ② 箱わな設置
- ③ 銃器使用 等